

意見書案第10号

イスラエルのガザ攻撃中止と即時停戦に向けた外交努力を求める意見書案を提出するについて

宇治市議会会議規則第14条第1項の規定により、見出しの議案を別紙のとおり提出する。

令和5年12月25日提出

提出者 宇治市議会議員 宮本 繁夫

同 坂本 優子

同 山崎 匡

同 大河 直幸

同 徳永 未来

同 谷上 晴彦

同 佐々木 真由美

宇治市議会議長 松 峯 茂 様

イスラエルのガザ攻撃中止と即時停戦に向けた外交努力を求める意見書

イスラム組織ハマスが10月7日にイスラエルでおこなった民間人の殺害や拉致は国際法違反の行為である。一方でイスラエル軍は難民キャンプや病院・学校まで無差別に攻撃をし、子どもを含む大勢のパレスチナ人の殺害をおこなっている。これは明らかな国際人道法違反である。

ガザ地区では、今なお多くの市民や子ども達が大量殺害される危機的な状況となっている。また、イスラエル軍がガザ地区を封鎖したため、水、医療品、燃料等が底をつくなど人道的危機も深刻化している。

12月12日に国連総会の緊急特別会合が開かれ、ガザの破局的事態を回避するため即時の人道的停戦を要求する決議を、日本を含む153カ国の賛成多数で採択した。

日本政府は、イスラエルによる国際法違反とアメリカのイスラエル支援に明確な批判的態度を表明し、国連総会決議の履行にむけて、各国政府や国際機関とともに、ガザにおける人道上の大惨事を回避するために緊急の行動を取ることが求められる。

よって、政府におかれては、国際社会と連携し、双方に対して恒久的な停戦と人質の解放並びに国際人道法及び国際人権法の遵守を求めるように働きかけることを求めるものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和5年12月 日

京都府宇治市議会議長 松峯 茂

内閣総理大臣	岸田文雄様
総務大臣	松本剛明様
外務大臣	上川陽子様
防衛大臣	木原稔様
内閣官房長官	林芳正様